様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

平成 ２８ 年　 ６ 月　 １ 日現在

機関番号：３７１０２
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2012～2015
課題番号：２４５２０５１８

研究課題名（和文）日本語史資料としての中世仮名文書の研究―「話し言葉」資料としての書状類の検証―

研究課題名（英文）The Significance of Kana Documents as Research Material

研究代表者
辛島　美絵（KARASHIMA, Mie）

九州産業大学・国際文化学部・教授

研究者番号：６０２３３９９６

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本語史研究資料としての仮名文書（仮名が使用されている古文書）の資料性の解明を目的とするもので、狙いは鎌倉時代の「話し言葉」資料としての活用である。
　鎌倉時代の仮名文書の原本の写真を調査テキストとして、仮名使用と表現の関係を調査し、＜漢字専用の古文書と仮名文書とでは、共通する一定の表現形式を有しながらも表現する内容に差があること＞＜仮名文書には実社会の相手や物事に即した詳細性、個別性、具体性という「話し言葉」的な表現の特色が見られること＞等を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This is a linguistic study of Kana Documents in Kamakura period. Kana Documents are Old Documents；written in kana, or written in both Kana and Kanji. The purpose of this study is to clarify the significance of Kana Documents as research material. In this study, I have investigated the photographs of the original Kana Documents of 2000 copies of the Kamakura period. The results of this study are the following.
(1)The writers of Kana Documents explain the situations in greater detail than the writers of Old Documents written in kanji. (2)They describe events specifically. (3) They describe the individual situations of things.

研究分野：日本語学

キーワード：仮名文書　古文書　文体　表現　日本語史資料　文字　表記　鎌倉時代

１．研究開始当初の背景

(1)中世以前の日本語史研究では、都の貴族を中心とした「書き言葉」についての研究蓄積は大きいが、「話し言葉」については、資料が無いために殆ど解明されていない。そこで、新たな資料として仮名文書（仮名を使用した古文書）に着目した。

(2)古文書は〈差出人と充名人が実在し、実生活上で遣り取りされたものである〉という点において、現実社会で遣り取りされる「話し言葉」のあり方に最も近い文献資料である。加えて〈奈良時代より多量の原本が残っている〉〈作成された年月が明確なものが多い〉〈書き手が地域的な広がりを持つ〉等の資料的長所も有する。とくに仮名文書は、書き手が皇族から非教養層にまで広がるため、過去のさまざまな社会の人々（広い地域、さまざまな身分・教養にわたる人々）の日常の「話し言葉」の資料として大いに期待が持てる。

(3)従来、古文書が日本語研究に利用されることが無かった理由は〈各地に存するため全体像が把握しづらい〉〈原本閲覧が難しい〉〈特定の人物や事件に関わるものであるため文意がわかりにくい〉といった資料調査上の難点による。しかし、近年は写真版や古文書テキストの公開等が促進され、資料をめぐる環境が改善されてきた。

２．研究の目的

(1)日本語史研究資料としての仮名文書（仮名が使用されている古文書）の資料性の解明を目的とする。

(2)仮名文書の資料性を研究して日本語史研究における仮名文書の利用を促進する。

(3)日本語史研究に過去の「話し言葉」についての情報の提供を行い、日本語史研究に新たな展開をもたらす。

３．研究の方法

(1)資料の選定

鎌倉時代の文書を網羅的に収録した史料集『鎌倉遺文』所収の仮名文書は 6300 通あまりで、このうち書状的な文書は 4000 通ほどである。この 4000 通ほどの書状的仮名文書について原本の有無を調査し、書手・地域・文書の種類等に偏りが生じないように選定した。

書状的仮名文書とは、書状のほか、書状形式で書かれた申状や、証文類の譲状などである。書状的仮名文書に着目するのは、これらが量的にも仮名文書の代表であり、辛島美絵（2003）により「話し言葉」的要素が屡々看取されることが明らかになっているからである。

鎌倉時代に着目するのは、鎌倉時代から仮名文書の量が多くなる、『鎌倉遺文』の刊行により、当時の古文書を俯瞰することが可能である等の理由による。

(2)調査テキストの整備

選定した文書の原本の写真を東京大学史料編纂所他の全国の諸施設に出向いて 2000 通あまり収集し、調査テキストとした。

(3)着目・採取した用例

多くの仮名文書に使用され、かつ、仮名文書の特色を明示しうる表現として、禁止表現の「べからず」と理由表現の「によりて」節に着目し、用例採取を行った。仮名書き・漢字書きを問わず、当該表現を表記したとみられる用例はすべて採取した（「へからす」「不可」「よりて」「よて」「依」等）。

この二つの表現に着目した理由は、次の２点である。

①ともに、仮名文書ならびに漢字専用の古文書で多用され、古文書以外の文学資料等でも使用されるので、資料間の表現の比較に適している。

②禁止の「べからず」は「相手や社会に対する強い働きかけ」を行い、理由の「によりて」節は相手に説明・説得を行う点で、現実世界の相手を強く意識した表現である。

(4)比較・検討の方法

①仮名を使用することによる特色に着目した。

仮名を使用することが、どのような表現の特色と結びついているのかを検討するために、仮名文書を３種―仮名が多く使用されている（仮名主体文書）、漢字と仮名がそれぞれ半分くらい使用されている（仮名半分文書）、仮名が少しだけ使用されている（漢字主体文書）―に分類して検討し、さらに漢字専用の古文書とも比較検討した。

②実用資料であることによる特色に着目した。

実用資料である仮名文書を、それとは全く異なるカテゴリーである文学資料と比較し、両者の表現について検討した。

比較のための文学テキストとして『徒然草』を取り上げたが、理由は〈仮名を用いた資料であるという点で仮名文書と共通している〉〈仮名文書には『徒然草』と同時期に書かれた 13.14 世紀の原本が存在する〉〈仮名文書の中には『徒然草』と内容の似た部分をもつ文書がある〉等による。

４．研究成果

(1)禁止の「べからず」を取り上げて『徒然草』と比較した結果、仮名文書の表現には、次のような傾向があることが分かった。

①具体的な話題において使用される（話題は、相続、譲渡、売買、権利、作法等）。

②相手の物理的行動、動作を禁止する（「しそむさまたけあるへからす。たといなんしおほしといふとも、おもはんこ一人よりほかハ、ゆつるへからす。」〈文保元年10月22日　島津久長自筆譲状　島津伊作家文書〉など）。
③細かな状況設定をする（「をよそさいれんかふんりやうのうち、せた・あかいけのふんと申、うへしまのふんと申、いつれのこともにもこけにもゆつりあたへたらんを、われあにゝてあれハとて、おさへあうりやうせんニおきて□、さいれんかりやうと申、はゝかりやうと申、いそもりやうちすへからす。」〈延慶3年10月9日　さいれん譲状　阿蘇文書　阿蘇惟之氏蔵〉など）。
④相手の動作に関心を据え、動作にそって叙述する（「たひ人とあまたつれて、川をわたらんにハ、子細をしりたりとも、さきに人を渡すへし。又河をわたりて、事ありけにむかはきうつへからす。人のなきかたへむけて、しのひやかに打へし。」〈13世紀中頃　平重時消息　尊経閣文庫所蔵〉など）。
⑤具体的に叙述する（②③④に掲げた例を参照）。
⑥書状的仮名文書のうち証文類は、仮名主体文書の方が漢字主体文書よりも上記③～⑤の傾向が強く看取される。一方、書状類は、仮名主体文書はもちろん漢字主体文書においても③～⑤の傾向が強く看取される場合がある。
⑦書状類は、相手や使者の言葉を踏まえた表現がされることが多く、禁止以外の「べからず」の例も多い。また、禁止表現と直接に関わらない部分にも仮名書きの和語的表現が多々見出される等、書状的仮名文書の中では最も表現が多様である。

(2)理由の「によりて」節を取り上げて、証文類における仮名の多寡と表現の関係を検討した結果、次のことが明らかになった。
①理由の「によりて」節は、仮名文書の譲状には相当数の用例があるが、漢字書き部分が多い文書ほど用例が多く、漢字専用文書ではさらに多用される。
②漢字専用文書においても仮名文書においても、譲状の「によりて」節の理由の内容は類似するものが多い（「譲渡先との続柄・関係」「譲渡物の状態」「差出人の健康状態や子の有無」「形式的理由」「譲渡先の人物の性情（器量や志の有無）」「領有の事実」など）。
③譲状の「によりて」節の理由の内容が形式的なもの（「しさいあるによりて」「そんするむねあるによて」等、具体的な理由は明記せず、理由があることのみを明示する）である例は、仮名文書の譲状よりも漢字専用文書の譲状に多い。仮名文書の譲状では、内容が具体的に記される場合が多い。
④譲状の理由の「によりて」節内の構造は、
・述語のない「名詞・名詞句」である例（「願心房之奉公によりて」〈建治3年6月17日　相良西信（頼員）譲状　肥後相良家文書〉など）
・「名詞・名詞句＋なり・たり」を述語とする名詞述語の例（「頼隆ちうたいさうてんのしりやうたるによて」〈元亨元年8月27日　紀頼隆地頭職譲状　肥前深江文書〉など）
・存在の「有り」「無し」を述語とする例（「きりやうあるニよて」〈弘長3年11月21日　大神惟家所職譲状　豊後都甲文書〉など）
の三種が多数を占めるが、これは漢字専用文書で顕著である。
⑤仮名文書の譲状の理由の「によりて」節は、漢字専用文書に比べて動詞述語の比率が高く（「二郎つねむらハ出家して、きみの御大事ニあふましきによて」〈貞応3年5月29日　平西仁譲状案　長門三浦家文書〉など）、特に仮名が多い文書での多用が目立つ。

(3)まとめ
①実用資料であるという仮名文書の特色は、(1)①～⑤の傾向によく現出している。仮名文書に(1)①のように具体的な話題が多いのは、それが現実社会の事柄に関わる情報の伝達を目的として作成されたものだからであり、(1)②のように禁止の内容に物理的行動が多くなるのも、それが実社会と直接的に関係するものだからと解釈される。実社会においては心中よりも行動の方がはるかに影響が大きい。そして(1)③④のように状況設定が多く、相手の動作に関心をもって叙述されるのも、それが特定の相手にむけた現実世界における指示―様々な事態が発生する中で、ある特定の事態が起こった場合にこう対応しろという相手への指示―だからである。当事者以外の関心を呼ぶ必要は無く、特定の人だけを相手として作成するのであるから(1)⑤のように抽象化、単純化をせず、具体的にありのままに叙述することが意味を持つのだと思われる。
　一方、文学資料である『徒然草』は(1)①～⑤とは逆である。(1)①の逆で、人生や仏道等についての抽象的な話題が多いが、抽象的な話題は一定の知性のある人であれば誰もが関係する。抽象的な話題について言語化し表現するには、曖昧な対象を整理し、単純化することが必要であるが、その整理、単純化のあり方が読む人の関心を引き、文学作品としての評価を得るのであろう。従って(1)⑤のように具体的にありのままに叙述される

ことは稀である。また、(1)②③④の逆で、状況設定が少なく、（個別の動作ではなく）出来事に関心をもって叙述されるのは、既知の確定的知識、普遍的事柄の伝達が主眼とされているからである。すなわち、これらは『徒然草』の内容が不特定多数に向けて開かれたものであるからこその表現特色だといえよう。言葉は、生活上の情報伝達に使うことが多いが、なかでも相手の物理的動作に働きかける文（たとえば「傘貸して」や「今何時？」など）は、主に口頭でやりとりされる。一方、心理的な働きかけが強いのは思想性・芸術性が高い言葉で、多くは、不特定多数に向けて書かれるか、あるいは分かる者同士での語り合いで使用される。仮名文書は前者に近く、『徒然草』は後者の資料であるが、(1)の①～⑤は、両者の資料的相違が文章に現出したものと捉えることができるだろう。

②仮名使用からみた仮名文書の特色としては、(1)⑥や(2)①④⑤のように、仮名の使用量が多いほど仮名文書独自の傾向が看取され、少ない（漢字の使用量が多い）ほど漢字専用の古文書の表現が踏襲される傾向が強いことが分かる。

漢字専用文書の傾向は、形式的表現や、名詞述語や「有り」「無し」述語の多用、漢文訓読文的表現の多用に見ることができる。すなわち、漢文訓読文由来の変体漢文的表現、また古文書の様式に従った定型的・形式的表現の多用である。

一方、仮名文書では、仮名が多い文書ほど、漢字専用文書の表現の型から自由であり、仮名文書独自の傾向が看取される。本研究で明らかになった仮名文書の表現の傾向とは、詳細性、個別性、具体性の強さである。(2)②のように、述べられる事柄は漢字専用文書も仮名文書も共通しているのに、仮名の多い仮名文書では、(2)①のように漢文的用語の使用例は少なく、(2)③のように古文書の様式に則った内容の無い形式的表現、(2)④のような名詞述語・「有り」「無し」述語も少ない。代わりに、動詞を述語にして節を構成した例が多い等、話題の人間の動作を直接的に表現―現実社会で行われている様々な出来事を動きとして捉え、相手に伝達―しようとする。

この傾向は、(1)の文学資料との比較においても顕著であるので、(3) ①に述べたように、仮名文書が実用資料であることから発生した表現の特色と思われる。しかしながら、同じ実用資料でも漢字専用の古文書や漢字主体の仮名文書では、この傾向が弱い。すなわち、仮名の使用ということによって、強く表出した特色と見るべきであろう。

③書状的仮名文書の中でも、譲状などの証文類では、仮名の使用の多寡による表現の差が明確であり、仮名が多い文書ほど、現実の言葉の遣り取りの表現との共通性が強く、「話し言葉」資料として利用できる可能性が高いことが明らかになった。

一方、書状類では、漢字が多用されていても(1)⑦のように表現が多様であり、「話し言葉」資料としての利用価値は高そうである。ただし、譲状とは異なり、各書状の内容や形式の共通性が低いため、本研究の方法に加えて、新たな研究方法を開発し、検証していく必要がある。

④本研究で残された課題としては〈仮名文書の「によりて」節内の連用・連体修飾成分や、助動詞や敬語等について整理し、仮名使用による表現の特色を明確にすること〉、〈その結果を漢字専用の譲状や古文書以外の中古・中世の文献資料とも比較・検討すること〉、〈禁止や理由表現以外においても調査すること〉等である。今後は、これらの調査・検証の蓄積によって、「2」に掲げた研究の目的の達成を目指していく。

＜引用論文＞

①辛島　美絵、『仮名文書の国語学的研究』、清文堂出版、2003、pp1-pp486

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計５件）

①辛島　美絵（単著）、漢字専用文書と仮名文書―漢字専用文書の理由を表す「によりて」節について―、『九州産業大学国際文化学部紀要』、査読無、63 号、2016 年 3 月、pp1-12

②辛島　美絵（単著）、仮名文書の資料性―理由を表す「によりて」節の表現から―、『九州産業大学国際文化学部紀要』、査読無、61 号、2015 年 9 月、pp15-30

③辛島　美絵（単著）、日本語史資料としての仮名文書―禁止の「不可」を使用する仮名文書から―、『九州産業大学国際文化学部紀要』、査読無、58 号、2014 年 9 月、pp.13-35

④辛島　美絵（単著）、日本語史資料としての仮名文書―仮名文書と『徒然草』、『九州産業大学国際文化学部紀要』、査読無、57 号、2014 年 3 月、pp.13-37

⑤辛島　美絵（単著）、日本語研究と国語科教育の連携―日本語史研究の立場から―、『文学･語学』、査読有、203 号、2012 年 7 月、pp.122-131

〔学会発表〕（計１件）

①辛島　美絵、日本語資料としての『徒然草』―仮名文書文体との比較―、西日本国語国文学会、2013 年 9 月 14 日、熊本大学（熊本県熊本市）

〔図書〕（計２件）

①辛島　美絵、大修館書店、『日本語文法事

典』、2014 年、pp.665－667［総頁数 749 頁］
②辛島　美絵、朝倉書店、『日本語大事典』、2014 年、p160、pp395-396、p401、pp881-883［総頁数 2452 頁］

６．研究組織
(1)研究代表者
辛島　美絵（KARASHIMA,Mie）
九州産業大学・国際文化学部・教授
研究者番号：60233996